入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年1月20日

経理責任者 独立行政法人地域医療機能推進機構 湯河原病院 院長 高取 吉雄

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 委託件名 感染性廃棄物収集運搬及び処理業務委託 一式
- (2) 委託内容 別途交付する仕様書による
- (3) 契約期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日
- (4) 履行場所 神奈川県足柄下郡湯河原町中央2-21-6 独立行政法人地域医療機能推進機構湯河原病院
- (5) 入札方法
 - ① (2)で示す容器 1 箱当りの単価に各々の年間見込み数量を乗じた 3 年間の総額について、本契約の諸経費を含めた 3 年間額による評価を行う。なお、収集運搬業者と処分業者が業務提携を行い参加する場合、入札はどちらか一者が代表して行うものとする。入札者が提出する入札書は、調達件名にかかる直接経費の他、機材、資材、機械、器具、運搬費等、業務委託に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積もるものとすること。
 - ② 第一交渉権者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって評価するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。
- 2 競争に参加する者の必要資格に関する事項
- (1)独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則(以下「契約事務細則」という。)第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

【参考】契約事務細則抜粋

- 第5条 経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者 を一般競争に参加させることができない。
 - 一 契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32

条第1項各号に揚げる者

(2) 契約事務細則第6条の規定に該当しない者であること。

【参考】契約事務細則抜粋

- 第6条 経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 二 公正な競争の執行を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
 - 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨 げた者
 - 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意 に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に 当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - 八 前各号に類する行為を行った者
- 2 経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に 参加させないことができる。
- 3 第1項の期間その他必要な事項は、別に定める。
- (3) 厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、資格の種類「役務の提供等」の、 はB, C,又はDに登録され、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去2年間において虚 偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に 悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条の4の規定による特別管理産業廃棄物(感染性)収集運搬業(病院所在地及び当該廃棄物の搬入先所在地の許可)及び特別管理産業廃棄物(感染性)処分業の許可を受けている者であること。なお、いずれか一方の許可しか受けていない者は、他方の許可を受けている者と業務提携を行っていることとする。
- (6) 中間処理の方法については、感染性廃棄物処理マニュアル(平成21年5月環境省大臣 官房廃棄物・リサイクル対策部発行)に定める方法とし、1日当たりの処理能力が5ト ン以上の施設設備を有する者であること。
- (7) 当院と同等以上の病床数を有する病院の同業務について契約実績があること。
- 3 契約条項を示す場所

〒259-0396 神奈川県足柄下郡湯河原町中央2-21-6 独立行政法人地域医療機能推進機構湯河原病院 事務部経理課契約係 電話 0465-63-2211 (代表)

4 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 上記3に同じ。
- (2)入札書の受領期限

令和5年2月8日(水)17時00分 (郵送する場合には受領期限までに必着のこと。)

(3) 開札日時及び場所令和5年2月15日(水)16時00分2階会議室

5 その他必要な事項

- (1) 入札保証金及び契約保証金 「免除」
- (2) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨 「日本語及び日本国通貨」
- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に2(1)の証明となるもの及び仕様書において定めるものを添付して入札書の受領期限内に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるもの等について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(4)入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務 を 履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

- (5) 契約書作成の要否 「要」
- (6) 契約の相手方の決定方法

契約事務細則第34条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な 入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交 渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。第一交渉権者決 定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は 交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、 他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(7) 詳細は入札説明書による